

事務連絡
令和3年1月13日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁消防・救急課長
消防庁予防課長
消防庁国民保護・防災部防災課長

繁華街での見回り活動等の徹底について

先般、基本的対処方針を踏まえ、「緊急事態宣言下における繁華街での見回り活動等の実施について」（令和3年1月7日付け事務連絡）において、都道府県及び市町村のコロナ対策本部が連携を図るとともに、コロナ対策本部の下、知事部局及び市区町村部局（保健衛生部局及び商工部局等）、警察、消防その他の関連部局が一体となって、徹底した繁華街での見回り活動等の実施について推進するようお願いしたところです。

さらに、この度、別添のとおり、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から各都道府県に対し、「繁華街での見回り活動等の徹底について」（令和3年1月13日付け事務連絡）が発出され、基本的対処方針において、特定都道府県について「不要不急の外出・移動の自粛」が求められているところ、20時以降の夜間のみならず、日中においても警察、消防その他の関連部局が一体となった見回りや呼びかけ活動等について徹底して実施することが要請されました。

つきましては、関連部局が一体となって、市町村防災行政無線、登録制メール、SNS、広報車による巡回等の様々な情報伝達手段、消防による管内警戒パトロールや火災予防普及啓発活動等の様々な機会を活用し、営業時間短縮要請等の徹底はもとより、広く住民に対して、日中も含めた不要不急の外出自粛の徹底等について積極的な広報啓発を実施するようお願いいたします。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨を周知されるようお願いいたします。

事務連絡
令和3年1月13日

各都道府県（感染症担当部局、危機管理部局） 御中

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

繁華街での見回り活動等の徹底について

平素から新型コロナウイルスの感染防止対策の推進にご協力いただき感謝申し上げます。全国の感染状況については、首都圏（1都3県）、特に東京での急速な増加に伴い、年明けから増加傾向が加速し、過去最高の水準を更新しています。さらに、中京圏、関西圏及び北関東、九州でも同様に年明けから新規感染者が急増しているところです。国の新規感染者数は、東京を中心とした首都圏での増加に伴い、増加傾向が続き、過去最多の水準となっているところです。

今月7日には、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第32条第1項の規定に基づく緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）が発出され、同日にそれに伴い変更された基本対処方針においては、「特定都道府県は、法第45条第1項に基づき、不要不急の外出・移動の自粛について協力の要請を行うものとする。特に、20時以降の不要不急の外出自粛について、住民に徹底する」としています。

各都道府県にあつては、令和3年1月7日付「緊急事態宣言下における繁華街での見回り活動等の実施について」に基づき、営業時間短縮要請等の徹底のため、都道府県及び市町村のコロナ対策本部が連携を図るとともに、各コロナ対策本部の下、知事部局及び市区町村部局（保健衛生部局及び商工部局等）、警察、消防その他の関連部局が一体となって、見回りや呼びかけ活動等を実施いただいていることと存じます。また、計画を策定し、重点的に取り組む地域を決定して積極的に見回りや呼びかけ活動等に取り組んでいる自治体もあるところです。

現在、20時以降の夜間のみならず、日中の街中においては、一定数の人出が各地でみられております。また、営業時間短縮要請を行っている都道府県においても、要請に応じていただけない店舗が散見されるところです。基本的対処方針において、特定都道府県について「不要不急の外出・移動の自粛」が求められているところ、この度、20時以降の夜間のみならず、日中においても警察、消防その他の関連部局が一体となった見回りや呼びかけ活動等について徹底して実施いただきますようお願いいたします。

なお、基本的対処方針においても、生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては外出の自粛要請の対象外としている点についてもご留意いただいたうえでご対応いただくようお願いいたします。

(照会先)

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

企画第2担当 高橋・松浦・廣瀬・鈴木・矢部

直通 03 (6257) 3086

事務連絡
令和3年1月13日

各都道府県知事 殿
(総務部扱い)

総務省地域力創造審議官

新型コロナウイルス感染症
総務省対策本部
地域連携・調整チーム主査

繁華街での見回り活動等の徹底について

各都道府県知事におかれましては、全庁をあげて、新型コロナウイルス感染症対策に取り組まれていることに感謝を申し上げます。

本日、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から各都道府県に対して発出された「繁華街での見回り活動等の徹底について」(令和3年1月13日付け事務連絡)において、「現在、20時以降の夜間のみならず、日中の街中においては、一定数の人出が各地でみられております。また、営業時間短縮要請を行っている都道府県においても、要請に応じていただけない店舗が散見される所です。基本的対処方針において、特定都道府県について「不要不急の外出・移動の自粛」が求められているところ、この度、20時以降の夜間のみならず、日中においても警察、消防その他の関連部局が一体となった見回りや呼びかけ活動等について徹底して実施いただきますようお願いいたします。」とされています。

当該事務連絡の内容を踏まえ、「不要不急の外出・移動の自粛」要請の徹底のため、20時以降の夜間のみならず、日中においても警察、消防その他の関連部局が一体となった見回りや呼びかけ活動等について徹底して実施いただきますようお願いいたします。

事務担当
自治行政局 地域政策課
清水課長補佐、菊池係長
直通 03-5253-5523
FAX 03-5253-5530
Mail h2.shimizu@soumu.go.jp
k2.kikuchi@soumu.go.jp